

中之島シティ法律事務所 事務所報

# NCLaw Letter

第4号  
vol.4

January. 2013



巻頭言	2
所属弁護士 自己紹介	3
上海留学	4
APAA チェンマイ総会開催報告	6
出版案内	8

# 卷頭言

弁護士 湯浅 靖

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、大変お世話になりました、ありがとうございました。

2012年は、世界の国々でトップが交代する節目の年となりました。主な国では、3月のロシア大統領選挙、4月に北朝鮮で金正恩氏が北朝鮮・労働党第一書記に就任、5月にフランス大統領選挙決選投票、11月にアメリカ大統領選挙、中国共産党大会、12月に韓国大統領選挙、日本では衆議院の解散総選挙……。

各国のトップの交代は、選挙戦が大々的に報道される等、華々しい印象があります。

しかし、皆さんにとって一番身近にいるはずのトップについては、何らかの事件や自然災害が発生しない限り、大きな脚光を浴びることはできません。それは、町内会長・自治会長です。何かとすべきことが多いため、引き受け手がなく、お年寄りが何年も続けて就任しているのが実態です。阪神淡路大震災や東日本大震災が発生した後は、地域のつながりや絆が意識されたため、町内会・自治会の存在が脚光を浴びたことがありましたが、できるだけ自分にその役割が降りかかるのを避けたい役職の一つのはずです。

そのような自治会長の役割を、なりゆき上やむを得ず、昨年4月に私自身が拝命することになりました。交通安全運動のPRとして行った駅前での早朝ティッシュ配りから始まり、夏祭り、運動会、防災訓練という自治会行事について、全て取り組みました。何らかの理由を付けて欠席したくなる行事ですが、主体的に参加してみると、地域の人々のつながり等多くの気付きをもたらしてくれ、各種行事が無事に終わると、何とも言えない連帯感が生まれます。

昨年10月23日の日経新聞朝刊スポーツ欄に地区の運動会に関する面白い記事がありました。北京オリンピック銅メダリストの朝原宣治さんによる「人の心つなぐ運動会」と題するスポーツコラムです。朝原さんは、オリンピックメダリストなので、地区の運動会に参加することを躊躇していたそうですが、いざ参加してみると、思いの外レベルが高く、スタッフによる運営も組織立っており、たかが地区の運動会と甘く見ていたことが間違ったと気付かされたそうです。私の地区の運動会でも、幼児からお年寄りまで参加できるよう数多くの種目を用意し、運営スタッフの皆さんが各自責任を果たし、手際のよい運営がなされています。過去には、競技中に参加者が心肺停止状態になったことがありましたが、参加者で救命活動を行い、幸い大事には至りませんでした。皆さんも、今年は、地域の行事に一つでも参加し、地域のあり方を考えるきっかけにされてはいかがでしょうか。

本年は、自治会の役割が、大きな震災等によってクローズアップされるようなことがなく、良い一年になることを心から願っています。

本年も、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



弁護士  
松下 聰

新年明けましておめでとうございます。  
本年もよろしくお願い致します。

私は、2008年に新司法試験に合格し、翌09年に弁護士登録して以降、弊所にて勤務をしております。弊所では、契約書のチェック・相談などの企業法務の他、一般民事事件、家事事件、労働事件、刑事事件なども多く担当させて頂いています。もちろん、どのような事件であっても興味を持って取り組み、全力を尽くしていきたいと思っています。また、大阪弁護士会では、労働問題特別委員会に所属し、使用者側・労働者側を問わず、労働事件に関する大阪弁護士会の公益活動にも従事しております。

休日は、晴れた日にはサイクリングに出かけるのが好きです。整備されたサイクリングロードを走るのも気持ち

がいいですが、街中を走って、行ったことのない場所や、新しく出来た施設などを見つけるのも楽しいものです。同好の方は、お声をかけてくださると幸いです。

仕事でも、大阪家庭裁判所、大阪法務局、西警察署などの、電車やバスで行くのも自転車で行くのも同じくらいの時間がかかる施設には、天候が許す限り自転車で行くことにしています。また、図書館で借りた本を読むのも好きです。無料でいくらでも借りられるからこそ、雑多な本を思う存分に読むことができるのが、乱読家にとっての図書館の最大の利点だと思っています。

私は、酒席もあまり得意な方ではなく、ゴルフなども全くしないため、依頼者の幅を広げるのに苦労していますが、その分、ご依頼いただいた事件については、出来るだけ安く、出来るだけ早く、出来るだけ丁寧に、取り組むことをモットーにしております。皆さんも、例え些細な問題でも、遠慮なく相談していただければと思っております。

今後とも、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。



弁護士  
松田 誠司

私は、平成14年3月に同志社大学法学部政治学科を卒業し、平成21年3月に神戸大学法科大学院を終了後、司法修習を経て、平成22年12月から弁護士として当事務所にて勤務しております。

取扱分野はさまざまですが、当事務所の三山峻司弁護士が知財分野を専門としている関係から、知財事件の相談・訴訟に関わる割合が高いです。一口に知財といっても、特許権、著作権、商標権、意匠権等幅広いのですが、現在のところ、自分の関心が強いのは著作権です。

現在の著作権法は、作家が小説を書いて出版する、画家が絵を描いて展示するといった、伝統的な著作物やそれらを取り巻く環境を前提に設計されています。これに対して、今日の高度情報化社会、デジタル社会において、従来の著作権法の規定及びその解釈が今後もそのまま妥当するのかどうかはホットな問題です。

たとえば、デジタルデータを自分のパソコンや携帯電話

ではなく、インターネット上に保存するサービス（いわゆるクラウドコンピューティング）において、その対象が他人の著作物である場合、そのサービスは違法となる可能性が高いことが指摘されています。実際、近時の最高裁判決によれば、TV放送をデジタルデータ化し、このデータを利用者がインターネットを介して視聴できるサービスは、著作権法上違法であると判示されています（まねきTV事件）。また、つい最近までインターネットにおける検索エンジン自体、違法とされるおそれさえありました（法改正により適法であることが明確化された）。さらに、我が国が環太平洋パートナーシップ（TPP）に参加することになった場合、知財法制も大きな影響を受ける可能性があり、著作権侵害罪の非親告罪化、著作権保護期間の延長等を要求されるとの観測もあります。このように著作権法は、現在、大きな岐路に差し掛かっているように見えるところであり、ダイナミックな分野といえるでしょう。

私としては、知財分野を専門的に取り扱えるようになつたうえで、紛争が増えている労働分野についても研鑽していきたいと考えております。今後ともよろしくお願い致します。



# 上海留学



弁護士  
藤井宣行

## 1 初めに

NCL 前号の自己紹介欄でも記載させて頂きましたが、私は、2012年9月から中国／上海での留学生活を送っています。今回は、上海での私の留学生活及び留学生活を通じて感じたことを、いくつかご紹介させて頂こうと思います。

## 2 生活面

私は、上海での生活を開始してから、華東師範大学にて語学の勉強をしています。授業は平日の午前9時から夕方3時半まで行われ、語学学習中心の生活を送っています。授業が終了してからは、中国人の友達と話したり、ヒマそうにしている店員さんや、住んでいるマンションの従業員さん達に話しかけたりして会話の練習をしています（標準語と全く異なる上海語を話されて少しも理解できないこともあります）。

そのかいもあってか、2012年10月中旬に受験したHSKという中国政府公認の語学能力検定試験の4級を合格できました。公式HPによると、HSK4級合格の水準は「中国語を用いて広範囲の話題について会話ができる、中国語を母国語とする相手と比較的流暢にコミュニケーションをとることができる」とされています。1年間の留学期間を終えて帰国するまでには最高難度の6級に合格したいと考えています。

日本人以外には、欧米人・韓国人を始めとして、ウズベキスタン、ナイジェリアなど、様々な国からの留学生が在校しており、彼らと交流することも、新たな出会い・発見の機会として刺激になっています。また、時間を見つけて、こちらの様々な方と出会う機会を持つようにしてお、上海のある法院（裁判所）の法官（裁判官）と個人的に友人になったり、中国人の企業家の方との交流会に出席したり、日本の弁護士・法務担当者の交流会に出席して情報交換を行った

りしています。

住環境としては、私の住んでいる中山公園エリアが上海の副都心的な街（関西エリアでいうと西宮北口にあたるでしょうか）であることもあり快適に生活することができます（フェイスブックが利用できない、アクセスできない日本のサイトがあったりなど、中国固有の事情による制限もあります）。

## 3 政治情勢

上海での生活を始めて間もない頃に、尖閣諸島の問題に端を発したデモが始まりました。中国滞在期間の長い日本人の方々からも何度も「これまでにない緊張感を感じた」とのお話も聞きました。

もっとも、私が普段接している中国人達は、「国と国」の問題と「個人と個人」の問題は別であるとの考え方の方が大半でした。また、大陸部等の地方都市と上海とでは日本に対する考え方・対応が異なるよう、日本でも報道されていたような日本人に対する暴行事件はあったものの、上海では、総領事館付近を除き、比較的穏やかであったようです。私個人としても、おかげさまで、直接的に嫌な思いをしたということはありませんでした（なお、当時、たくさんの方からご心配のメールやお電話を頂き、心強く感じることができました。この場を借りて、改めて御礼申し上げます。有難うございました）。

日本での報道を見ると、中国人の大部分がデモに参加したり日本人を嫌悪しているといったイメージを受けかねないようにも感じましたが、私の感覚では、デモに参加したり反日的な人（少なくとも行動に出る人）は少数派で、しかも、日本との関係というよりも日々の様々な事柄（仕事内容等）に関する不満やストレスを発散している人も多いようにも感じました。現に、「なんとなく面白そうだ



から参加した」という中国人学生もいました。

私の個人的な感覚としては、私の置かれている状況が親日の方とお会いすることが多い状況ではあるものの、意外に親日の人達が多い印象を受けました。例えば、先日、上海のとある法院（裁判所）の法官（裁判官）と個人的に知己を得ることができ、食事をしながら様々なお話をさせて頂いたのですが、その法官は、日本に何度も旅行していたり、私以上に日本映画等に詳しかったりと、親日的な方でした。

## 4 実務

(1) 冒頭にも記載しましたように、現在は語学学習を中心の生活を送っていますが、2013年1月から、中国の律師事務所（法律事務所）、日本商社の上海現地法人等で研修を行う予定をしています。もっとも、2012年時点でも、金曜日の午後は授業がないため、その時間はできるだけ律師事務所で研修するようにしています。

以下、まだ短期間ではあるものの、律師事務所での研修の中で感じたことについて、簡単にいくつか紹介させていただきます（紙幅の関係上、今回は簡単な紹介になりますが、いずれかの機会には中国の法務事情等について詳しく紹介できればと思っております）。

(2) まず、日系企業の現地法人では、会社の規模・設立時期の新旧を問わず、その大半において程度の違いはあるものの労務問題を抱えているということです。就業規則の作成・改正、解雇したい従業員がいる、解雇した従業員から仲裁の申立を受けた等、様々な問題が生じています。このことは、特段中国に限ったことではなく、日本でも同様であるともいえますが、法制度が日本と異なることはもちろん、従業員が中国人であり考え方や習慣等が良く分からぬなどの理由から、日系企業の法務・労務問題としての重要性が高くなっているように思います。私の研修中にも、1件、解雇の有効性を巡る労働仲裁案件が発生しました（なお、中国では、原則として、仲裁庭が申請を受理して

から45日以内に仲裁裁決を行う必要があります「労働紛争調停仲裁法第43条」ので、皆様が拙稿をお読みの際には仲裁裁決が示されているものと思われます）。

(3) 次に、契約締結等の書面を作成する際、日系企業同士の場合では日本語の契約書等を作成する場合もありますが、中国企業との間で行う場合には、多くが中国語での契約書等が作成されることになります。この場合、中国語の今まで対応できる環境が整っているという例外的な場合を除き、契約書等を日本語に翻訳したうえで内容を精査・修正し、再度、中国語に翻訳するという作業を行うことになります。複雑な案件であれば、この作業を何度も繰り返す必要があるでしょう。このような作業を行う中で、ニュアンスの違いやある概念の理解の違いといったことから、後の紛争の原因を作らないためにも、中国の言語及び法制度を理解できる人間によるチェックが必要です。

このような作業については、①「どのようにチェックするのか」という内容面の問題と、②「どの程度のコストを使って」「誰が」「どこまで」チェックするのかという手続的な問題に分けて考えることができます。この点については、日本国内での取引についても同様ですが、クロスボーダー（海外との）取引においては、より重要な問題といえるのではないかでしょうか。

(4) 習近平新総書記が不正対策に注力する旨を強調していることからも分かるように、ここ最近の中国では賄賂等の不正に対する摘発が強化されているようです。そこで、正確に法制度・ルールを理解したうえで（例えば、中国では、民間人に対する利益の供与であっても賄賂となる場合がある）、知らないうちに違法行為を行ってしまっているという事態を避けなければなりません。



## 5 最後に

今後もたくさんの出会いを楽しみながら、スキルアップを図るべく、上海での充実した留学生活を送りたいと思っています。従前のメールアドレスは上海でも使用しておりますので、お気軽にご連絡を頂ければと思います。また、上海にいらっしゃる機会があれば、是非とも、ご連絡を頂ければと希望しております。

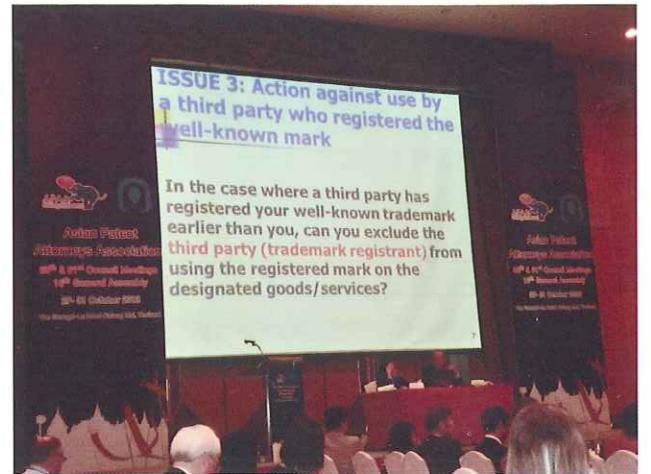


## APAA チェンマイ総会開催報告

弁護士・弁理士 三山 峻司

チェンマイ（タイ）で開催された今回の APAA（アジア弁理士協会）への参加は、チェジュ（韓国）・マカタイ（フィリピン）に引き続く3回目となります。10月26日（金）から10月31日（水）までの間に出張しました。

チェンマイは、バンコクの北方約700キロの地点に位置します。スワンナーブーム国際空港から約1時間



10分程で行けるタイ北部の都市で、「北方のバラ」といわれ、タイの京都とでも譬えることができる街です。

総会やミーティングは、チェンマイ旧市街の南東でピン川ほとりのシャングリラホテルチェンマイを主会場として行われました。27日から登録が開始され、28日にオープニングセレモニー、29日に常設委員会（Committee Meetings）が開催されました。同委員会は、模倣品対策（Anti-Counterfeiting）・著作権（Copyright）・意匠（Designs）・エマージングIP（Emerging IP Right）・特許（Patents）・商標（Trademarks）の各委員会に分かれています。

今回、私は商標委員会の「Protection of well-known trademarks from various perspectives」を主テーマとするミーティングに時間をなるべく割いて集中的に参加し、各国からの報告を聞きました。同委員会では、参加国に対して主テーマに関する8つの共通議題となる論点（1. Finding of recognition of well-known marks 2. Scope of geographic area where a mark



needs to be found well-known 3. Action against use by a third party who registered the well-known mark 4. Well-known Trademarks List 5. Well-known mark and Domain name 6. Standards for Being Acknowledged as Well-Known 7. Registration of Well-known Trademarks before the Trademark Office 8. Scope of Protection of Well-known Registered Marks）を提示し、これに対する各国担当者からの報告を経て、質疑が交わされる方法で進められました。

写真は、その3番目の論点を示して討論が行われている場面です。その過程の中でインドネシアグループから報告のあったTOYOTAとTOYOKOに関するTOYOKO商標登録の取り消し訴訟事件（取り消し支持. Jakarta Commercial Court Case No.3/Merek/2012/PN.Niaga.Jkt.Pst）は、pronunciationやsound（発音）の違いによる誤認混同の恐れの受け止め方が各国で異なるという当然といえば当然であるかも知れない情況差を思い知らされた興味深いものでした。

このような各委員会での討論が議場で進行されているその最中、同時に、議場外では、各国の弁理士がビジネスチャンスを生かす場としてパーソナルなチャンネルを作ろうと活発に交流する姿が見られました。Excursionも充実したプログラムが用意されており、トゥクトゥク（小さな三輪車バイク）を利用した寺院

巡りや象探検や蘭農場の見学などチェンマイの文化や生活ぶりの一端を感じることができました（写真はワット・チェーダー・ルアンの仏塔とエレファンタキャンプでの象たち及びタイといえば蘭といわれるほど有名な蘭栽培場での蘭の花です）。

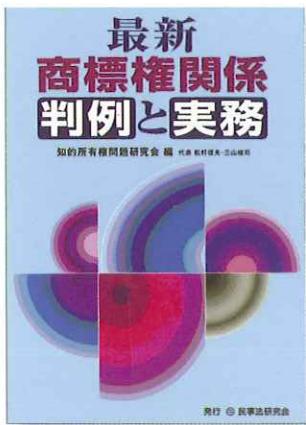


「We want to keep abreast with international information. Having a wide variety of interests in different areas means we will not only live longer, but also be happier.」この言葉を改めてかみしめる思いでした。また、内から外にもごく自然体で向き合う時代が、今日の私どもの置かれている状況であることを自然に感じられる機会となりました。

# 出版案内

## 【最新 商標権関係 判例と実務】

知的所有権問題研究会編(代表 松村信夫・三山峻司、民事法研究会・平成24年10月発行)



知的所有権問題研究会は、昭和61年にプログレ法律特許事務所の松村信夫弁護士と弊所の三山峻司弁護士が中心となって立ち上がった研究会で、現在は弊所の井上周一弁護士、木村広行弁護士及び松田誠司弁護士も構成メンバーとして参加しています。

そして、同研究会では、平成19年1月に『最新著作権関係判例と実務』を出版しましたが、それに続き、平成24年10月に『最新商標権関係 判例と実務』を出版することができました。今回の出版では、同研究会に所属する弊所の各弁護士の他、総勢32名の弁護士が執筆に加わっています。同書は、平成23年に改正のあった商標法の概説と直近10年程度の裁判例61件の解説からなっており、実務的にも大変役立つ内容となっています。

## 所属弁護士

弁護士・弁理士 三山 峻司

弁護士 井上 周一

弁護士 藤井 宣行

弁護士 安田 幸司

弁護士・公認不正検査士 阪口 誠

弁護士 湯浅 靖

弁護士 松下 聰

弁護士 阪口 繁(相談役)

弁護士 木村 広行

弁護士 松田 誠司

## 中之島シティ法律事務所

〒530-0005

大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階  
TEL 06-6203-2355 FAX 06-6203-2356

<http://www.nclaw.jp>  
E-mail info@nclaw.jp

